

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

この際、申し上げます。尾花沢市ボランティア連絡協議会より、議場内の写真撮影の許可願がありますので、議長において許可いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、11番 菅野喜昭議員の発言を許します。菅野喜昭議員。

〔11番 菅野喜昭議員 登壇〕

◎11番（菅野喜昭議員）

皆様、おはようございます。令和・公明クラブの菅野喜昭でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは通告に基づき質問させていただきます。質問は大きく2つあります。1つ目は、徳良湖周辺整備マスタープランのうちの、オートキャンプ場について。2つ目は同じく徳良湖周辺のトイレについてでございます。

それでは1つ目の、徳良湖周辺マスタープラン、オートキャンプ場について質問させていただきます。以前にも一度、同様な質問をし、提言させていただきましたが、あれから何年か経過しましたが、変化がございませんので再度質問させていただきます。

対象となる場所は、オートキャンプ場とグランドゴルフ場の間に空き地があり、たまにはありますが、中学生を対象とする建設機材の教育訓練場として使用されている場所です。そこにパークゴルフ場の設置や、グランドゴルフ場を拡張するというお考えがあるということを耳にしたことがあります。それは本当なのでしょうか。今後、どのように利用する予定でしょうか、お尋ねします。

2つ目は、同じく徳良湖周辺のトイレについて質問させていただきます。徳良湖周辺の公衆トイレは4か所あると認識しております。1つはグラススタジオの西側付近ですね。2つ目は基幹集落センターと自然研修センターとの間付近。3つ目は徳良湖北側駐車場南側の道路付近で、4つ目は多目的グラウンドの付近にあります。

以前にも同様な質問をさせていただきましたが、その4か所のうちの1つ、徳良湖北側駐車場の南側のトイレについてであります。それは、特に夏場ですが、ガヤハエ、その他昆虫、中にはゴキブリもいて、大変

不衛生だと、改善を提案しておりました。これもなかなか、改善の余地が見られないように思われますので、以前の提言以来どのようになっているのかお尋ねします。そしてまた、今後このトイレはどのような方向でお考えでしょうか。お聞かせ願います。

質問は以上の2つでございます。事後、再質問等あれば自席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

皆さん、おはようございます。

菅野喜昭議員からは大きく2つのご質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、初めにオートキャンプ場についてのご質問にお答えいたします。

徳良湖周辺の整備については、徳良湖周辺整備マスタープランに基づいて実施しており、市民の憩いの場と観光交流拠点とした役割に資するように各種事業を進めております。

令和7年度はマスタープランにおける中期計画期間の最終年度であり、令和5年度に着手した緑地広場の整備につきましても、今年度完了したところであります。

議員ご認識の空き地につきましては、マスタープランの中で健康増進ゾーンに含まれておりますが、計画当時は民有地であり、購入を進めるにあたっては隣地にあるグラウンドゴルフ場、パークゴルフ場の拡張の候補地の一つとして記載されているものであります。

その後、平成30年度に地権者の協力のもと市で購入し、現在に至っておりますが、官地に囲まれていた民地、俗に言う袋地としての課題は解消されたものでありますので、今後は利用計画を明確にしていきたいと考えております。

また議員からは、令和4年12月定例会一般質問で、オートキャンプ場の拡張のご質問があり、その際は主に東側の民地を買収し拡張してはというものでありましたが、今般の質問にある、市で購入した当該用地はオートキャンプ場とは道を挟んだ隔地でもありますので、道のあり方を整理しながら、オートキャンプ場側への活用の可能性も十分にあるものと考えております。

徳良湖周辺整備マスタープランについては、事業期間一覧表を中心に見直しを進めることとしておりますので、その際には当該用地についても有効活用を図つ

ていく考えであります。

次に、徳良湖周辺のトイレ整備についてのご質問にお答えいたします。

徳良湖周辺のトイレ整備につきましては、令和6年3月定例会一般質問においても答弁させていただきましたが、徳良湖東側エリアはトイレの浄化槽から、川や側溝に放流される最終処理水の流末が確保できないため整備の計画はありません。

そのため、徳良湖から約200m下流にある放流口まで、既に排水設備が整備されている徳良湖温泉やレストラン徳良湖がある西側エリアに集中して整備を図ることとしております。具体的には、平成30年度に完了している花笠グラウンド駐車場にある徳良湖西側公衆トイレの改修と、今後予定している子ども広場周辺への新たなトイレ整備がこれにあたります。

今回、議員からは徳良湖東側公衆トイレの入口への扉の設置について、令和6年3月定例会でご質問いただいた以降の対応についてのご質問ですが、当該トイレについては、かつて松林内を徳良湖湖畔キャンプ場として活用していた平成4年に整備され、30年以上が経過している施設であり、老朽化も顕著で、林間キャンプ場が廃止されオートキャンプ場へ移行した段階で役割は終えたものと捉えております。

そのため、マスタープランの中でも長期的に維持していく考えではありませんので、現状での使用を前提に、こまめな清掃等、維持管理を実施してきたところでもあります。

今後も、引き続きこまめな清掃を実施するとともに、虫の侵入対策として有効な方法がないかについても検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

ご答弁ありがとうございました。それでは何か質問させていただきます。

最初のオートキャンプ場につきましてですが、オートキャンプ場とグランドゴルフの間との空き地のところに道路があるとですね、その道路を挟んでいるので、道のあり方を整理しながらということなんでしょうが、それはそれで購入することはできないんですか。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（坂木良一君）

キャンプ場とグランドゴルフ場の間の、現在ある道

につきましては、市の用地というようなことになっております。ただ、今、グランドゴルフ場の上のほうに、市内の建設会社さんのほうで、残土などを置く場所として使っております、そこに入るための道路として活用されている状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

その道路も市の用地ということでもありますので、そうしたならばですね、私の提言なんですけども、パークゴルフ場とグランドゴルフ場拡張もいいですけども、今の団塊の世代ですね、76歳から78歳の方が、今、団塊の世代で一番人数が多くなっております。これからだんだんと少なくなってですね、使用する方々も減っていくと思うんですね。それに反比例するように広げるというのはちょっとですね、普通考えてもなんて言いますかね、反比例するという感じにいきます。

なので、そこのところをですね、ちょっと考えていただいて、私から提言なんですけども、その空き地ですね、キャンピングハウス3棟ぐらいとか、キャンピングカーを何台か、5台分ぐらいでしょうか、そうして収入を増やしていただいて、赤字ということでお聞きしますけども、なるべくその赤字をですね、解消していただけるような政策も取っていただきたいと、いうふうなことで、私の要望でございます。その要望につきまして、どうでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

前段でですね、菅野喜昭議員からお話のあった部分というのは、いわゆるグランドゴルフ、パークゴルフの拡張はもう必要ないんじゃないかという意味なんでしょうか。だとするとですね、実は私もグランドゴルフ、パークゴルフ、それぞれ各種大会が夏場に結構頻繁にですね、開催されておられます。そこに私もご挨拶させていただき、開会の時にですね、ちょっとご挨拶をさせていただく機会が結構ありまして。実は私、非常に嬉しくもありですね、驚いているところは、とにかく毎回、ご存知の方もおられると思うんですが、100名以上の方々が集われるんですね。集まるんです。こういう多分イベントってそんなに私はないと思うんですね。市内様々なイベントがあるんですが。ということで、この方々は、本当に生き生きと健康でスポーツをやられているという意味があります。したがって、これからもですね、ぜひこれは続けていただきたいと

というような思いがあります。

一方で、やっぱり、その中でも、その地域の方々だけでやる場合と、県外の方と交流をして、こちらからそのメンバーが、例えば宮城県のほうにお邪魔して、向こうでやってくる。逆に宮城県の方々にこちらに来ていただくというようなことも、実はやっておられる。そういう中で、そういう交流をしておられる方々が、やっぱりお聞きすると、もう少し広い方がというご要望も実はあったりします。で、一方で、もう少し広いと他の団体の方々も来ていただけるみたいなお聞きしていますし、まあいずれにせよ、何を申し上げたいかということ、人口が、やっておられる方々が非常に多いという一面があるということをご理解いただき、あとは先ほど申し上げたとおり、今後全域にわたって徳良湖をどういうふうにしていくか、マスタープランのほうを見直しをしていくという中で、議員のほうからもお話のあったようなことも含めてですね、検討させていただければというふうには思っております。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

よく分かりました。そのようにお願いしたいと思えます。

続きまして、2つ目のですね、徳良湖周辺のトイレについてでございますけれども、今、市長のご答弁からして、子ども広場ですね、何て言うのか、長いところの下るところ、あそこの広場だと思うんですけども。あそこはですね、普通にちょっと登ると多目的グラウンドって言いますかね、野球場のこっち側の駐車場のところに、直したかして素晴らしいトイレありますよね。あそこ大体100メートルもあるかないかですね、子ども広場。ちょっとこっち側の東側に行くと、徳良湖のレストランもありますし、ちょっと行くとグラススタジオもありますのでね。私はないのがですね、やっぱりあそこの真ん中の、ちょうど北側のあそこの真ん中がないんですよ、今、ありますけども。そしてその西側に、ヨットハーバーがありますけれども、あれは何か、仮のトイレとかですかね、ありますけども、なかなか女性が、なんて言いますか、使いにくいなど思いましてですね、そこを私は、新しく改築してくださいということではないんですよ。衛生的に使ってくださいと。ここね、衛生的に使ってたと言いますけども、歩いてですね、行ってみるとですね。いや、たまに見るからなんだろうけども、やっぱりそんなに綺麗ではないんですよ。なので、提案ですけども、

扉をどのぐらいかかるかわかりませんが、扉ですね、まあ女子の扉と男子の扉を分けてもいいでしょうし、入口に、今、シャッターありますけども、そのところに1箇所でもいいですし、予算に応じて建てていただいたら、虫なんか入らないですね、綺麗な状態で使えるんじゃないかなというふうな、前もしましたけど、今も思います。いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（坂木良一君）

徳良湖の東側の松林の中にあるトイレのことだというふうには、とらえておりますけれども、そちらのトイレについては、以前、ご質問いただいた時にご答弁させていただいたとおり、そのトイレについては、いろいろ防犯上の理由などもあって、トイレに対するドアについては、設置は行っていないというようなことであります。やはり、松林の中にあるということで、人目もなかなか届きにくいということもあって、そういった意味で、以前、中のトイレのものが壊されたというようなこともあったと聞いております。そういったところ踏まえて、ドアについては設置をしていないと。また近年、だいぶ夏場、猛暑というようなこともあって、聞いた話では、かなりトイレ内も暑くなっているというようなこともあって、換気装置がついたトイレでもないということもありますので、あえてドアについてはないほうが、そういった意味で、中の換気なども可能になるのかなというふうには考えているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

扉がということはですね、防犯上、なんだ、問題があると。どういう問題なんですか、防犯上、扉をすることによって。それをちょっと教えてください。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（坂木良一君）

扉があるということで、やはり中の、例えば人が入って、中の行動が見えにくくなるというものもありますし、例えば何か声がしたとしても、聞こえにくくなるという点はあるのかなというふうには考えております。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

ちょっと今では私、答えになってないと。防犯上、

扉があるから犯罪が起きると。扉がないから犯罪が起きないと。そういうのはあんまり関係ないと思いますね。扉があるからいろんなものを壊したり、扉がないからですね、壊すとか、扉があるから壊さないとか、そういうやつはあってもなくてもする人はするし、そういうことだと思いますけども。

要はですね、あるんであればですね、いや、例えばですよ、会計検査院とすればですね、あるものを、公的に作ったもの、あるものを使わなければですね、指摘されるんですよ、あるものを。せっかくあるんですから、それを有効活用できるような政策をですね、努めてもらって、壊すんであれば壊していただいても結構ですけども、まあ使わないだけですから。あるんであればですね、何年か、市長、先程言われたように、新しくは、改築ができないと、排水の関係でね。ただ、今、その排水の関係で今はやっているんですよ。今は、なので、ある分につきましては、有効活用できるようにですね、よろしく願いをしたいと、きれいに使わせていただきたいと、結構使う人もいますよ、私も時々見えますけれども。車で止まって使う人と、それから5月の3日のマラソン大会でも駐車場、ダートと止まりますからね。そこでも使えますし。それから8月15日の焼肉大会でも、あそこ駐車場止まりますよね。そうするとやっぱりあそこ使いますからね。全然使う人がいないんであれば、私言いませんけど、やっぱり使うんであればですね、綺麗なところで使いたい。もっと言えば、もっと言えばですよ、洋式にしてですね、楽なように、高齢者の方も使えるようにですね、膝の悪い方も使えるようになればさらによろしいと思いますけども、まあいずれにしても、最終的には壊すというんであれば、そこまでしなくてもよろしいと思いますけども、そういった検討していただきたいなとこのように思います。お願いします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

今、議員のおっしゃる意味もよくよく理解できます。ちょうどそういう意味では過渡期になるのかもしれませんが。ただ、先ほど私も答弁させていただいたように、もう役割が、もともとあそこで、松林の中でキャンプをするため用に準備したという意味からすると、今はすでにオートキャンプ場のほうに、対岸のほうに移っているということもあり、じゃあそこを何のためにトイレを残しておくかという意味合いからすると、もうトイレの役割は終わったというふうな位置づけになっ

ているということなんですね。

一方で、中途半端と言ったら中途半端なのかもしれませんが、一応置いてあるとすれば、使えるようにしておくのがいいんじゃないかという、まさにおっしゃる通りだと思うんですね。したがって、今後マスタープランの見直しもありますんで、その中で、もう役割終わったということであれば、解体という選択肢が出てくる可能性があるかと思います。

一方で、それにじゃあどれだけの費用をかけていくかとなってくると、やっぱりそれはそれで廃止のほうに進んでいくとすれば、あまり費用をかけないでということからして、当面あるのであれば、衛生的に、少なくとも入って使えるような状態にはしておく必要があるかと思しますので、そこをもう一度見直しをして、できる範囲内でやっていきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅野喜昭議員。

◎11番（菅野喜昭議員）

よろしくお願いします。東側にある集落センターと自然研修センターですかね、そここのところの間にもあるんです。男子と女子と分かれて。あと車椅子のやつも。そこもですね、まだ洋式になっていないので、車椅子だけが洋式になっていますけども、私も膝が悪いんで、それ時々使いますが、そこをまだあればですね、そこを少し改修していただければ、今言った北側ですね、松林の中のやつはなくてもしょうがないのかなというふうに思いますので、その辺も併せてご検討いただくようお願いをしますね、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（菅野修一議員）

以上で菅野喜昭議員の質問を打ち切ります。

次に、7番菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

〔7番 菅藤昌己議員 登壇〕

◎7番（菅藤昌己議員）

先の通告に従いまして、私から4点に渡ってご質問をしたいというふうに思います。

まず、本町の住居表示の変更についてということで、本町の住居表示の変更が行われてから30年近くなります。本町においては、都市計画区域内に残された中新田地域、下新田地域、荒楯地域には大字地番が付いております。しかも4桁の番地となっております。流通配達などでわかりにくいと言われているところがございます。荒楯地区には新たに住宅団地が2つできております。私の住んでいる紅花団地を含めれば3つござ

います。また加えて、小学校も近くに建設されますが、小学校の建設地域がどこなのかと、中新田なのか大字尾花沢なのか、それとも若葉町なのかというところでの話も聞かれているところがございます。そこで、大字尾花沢の4桁番地について、分かりやすく住居表示の変更してはいかがかというふうに思っているところがございます。そのことについて以下の点について質問いたします。当初の住居表示変更中新田、下新田地域などが入らなかった事由について、あと、これから本町の大字尾花沢の4桁地番の住居表示変更の実施についてお伺いしたいというふうに思います。

2点目、農地の売買および貸し借りについてです。近年、農家の減少や離農等の事情により、農地の売買や貸し借りが重要となってきております。地域農業の将来の在り方を示した地域計画が、令和7年3月26日に策定されまして、4月より農地の貸借の方法等も変わったようであります。新規就農者のお話を聞きますと、やはりネックとなるのは、農地をいかに確保するかだというふうに思っております。一生懸命にスイカを作ろうとしている姿を見ると、非常に心強いものがあり、市を挙げて応援したくなります。また、まだまだ耕作可能な遊休農地が増えてございます。その遊休農地に樹木が生える前に、農地を守る必要に迫られております。そこで以下の点について質問いたします。

新規就農者、新たに移住し、農業を始めた方の令和3年から7年の5年間の土地の貸し借りと、売買状況と平均の耕作面積を教えてくださいたいと思います。地域計画における新規就農者への考え方をどのように考えるか。

3点目、農地バンク（農地中間管理機構）と農地法第3条での貸し借りのメリットとデメリットについて教えてくださいたいと思います。

4点目、遊休農地の有効活用対策について、お伺いしたいというふうに思います。

大きな項目の3点目、防犯対策についてでございます。本市においては、防犯対策として様々の対策を講じているかと思っております。中でも有効な手段として防犯カメラの設置が有効だというふうに思っています。山形県では家の無施錠率全国第1位の不名誉な県でもございます。多くの家で無施錠な家が多く、犯罪を招いているかと想定しております。本市においても、近隣市町においてもいろんな事件が発生しております。警察を騙った特殊詐欺も実際に起こっており、私も相談を受け、警察や弁護士等と相談しましたが、巧妙に行われ、事件の難しさを痛感しました。警察や関係機関

と未然に防ぐ対策を講じる必要があるというふうに思っています。そこで、以下の点について質問いたします。

1点目、市関係施設、商店街、銀山温泉等の防犯カメラの設置状況はいかがか。

一般家庭等への防犯カメラ設置推進方策として助成を実施してはいかがか。

3点目、施錠推進するために施錠運動と点検を行うてはいかがか。

4点目、特殊詐欺対策をどのように実施していくかをお伺いしたいというふうに思います。

大きな項目の4点目、家庭保育応援事業についてでございます。平成29年より令和4年度において6年間、家庭保育応援事業が実施されました。当初は生後1年間、家庭において保育した場合に助成する制度でした。さらに三世同居の場合、さらに加算いたしました。目的は、本市に居住し出産する家庭を応援し、三世同居を推進することでした。尾花沢市で産み育てるきっかけづくりとして、呼び水として有用であったというふうに思っています。本市の子育て日本一への挑戦の大きな目玉事業でもあり、全国でも数少ない事業でもありました。そこで、次の点について質問いたします。

その事業を取りやめた経緯を教えてくださいたいと思います。

2点目、子育て日本一の挑戦として、1歳まで家庭保育等をしている家庭に、新たな応援事業としてできないかお伺いしたいと思います。

以上、大きな項目4点について質問をいたします。回答によりまして、自席によりまた再質問をいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

菅藤議員からは大きく4つのご質問をいただきました。なお、2つ目のご質問につきましては、農業委員会より答弁いただきます。

はじめに、本町の住居表示の変更についてのご質問にお答えをいたします。

1つ目の、住居表示変更中新田と下新田地域などが入らなかった理由についてであります。住居表示制度については、市街地の家屋検索を容易にし、行政サービスの効率化を図ることを目的とし実施されているものであり、本市においては住居表示に関する法律

に基づき、平成9年10月に取り組んだものであります。

住居表示の区域設定にあたっては、国の方針として市街地化の進んでいる区域を中心に進めるべきと示されていたことから、この要件に該当する区域を選定し実施してきたものようであります。

そのため、ご質問にあった中新田や下新田地域などは、市街地状況や人口密度を踏まえ、住居表示変更がされなかったのもであると認識しております。

2つ目の、本町の大字尾花沢の4桁地番の住居表示変更の実施についてのご質問であります。住居表示を変更することで住所が分かりやすくなり、郵便や宅配業者の負担が減るなどの効果が期待できるものと想定しています。

一方で、住居表示変更に伴う関係書類の書き換えなどの行政の事務に加えて、住民の方々にも多数の手続きが発生し、負担を強いることにもなります。本町の住居表示変更については、既存の法律に照らし合わせた場合実施が可能なのか、また市で負担する費用等への国からの支援はあるのか、そもそも住居表示の変更の必要性はあるのかも踏まえて、本市の今後のまちづくりの計画のほか、その地域に住む住民の方々の利便性向上と様々な負担のバランス等を十分に考慮し、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、防犯対策についてのご質問にお答えいたします。

防犯対策に係る防犯カメラの役割や効果については、近年、犯罪が広域化、多様化している中、事件解決の検証資料になるとともに、カメラの存在自体が犯罪の抑止に効果があると考えられます。本市におきましても、近年盗難被害が発生している状況などから、防犯対策の強化が更に求められているものと認識しております。このような状況を踏まえ、第7次総合振興計画におきましても、安全な地域づくりの推進施策の一つとして、地域と連携した防犯カメラの設置を掲げているところであり、今後とも、計画的に防犯カメラを設置し防犯対策に努めてまいります。

また、特殊詐欺は市民の財産を奪う極めて悪質な犯罪であり、特に高齢者の方々の生活基盤を脅かす深刻な問題として認識しております。新聞報道では、本市においても特殊詐欺の被害が2件発生していることから、警察署や関係機関と連携し、市内全域を対象とした注意喚起を強化しているところでもあります。

市民の皆さまが安心して暮らせるように、今後も引き続き時代の変化に応じた対策を迅速に講じ、特殊詐欺被害ゼロを目指し取り組んでまいります。

なお、ご質問いただきました主な取り組みについては、担当課長より答弁いたさせます。

最後に、家庭保育応援事業についてのご質問にお答えいたします。

家庭保育応援給付金につきましては、平成29年度から令和4年度までの6年間、保育園の待機児童対策のため、家庭保育の促進を目的として創設した事業であります。満2歳に満たない子どもを家庭で保育している世帯に対し月額7,000円を、さらに3世代同居世帯については5,000円を加算した額を交付していましたが、令和元年からは3世代同居加算を廃止し、一律10,000円を給付していたものであります。

平成29年度の事業開始当初は1,240万5,000円の交付実績がありましたが、急激な少子化の進行とともに交付対象者が減少し、令和4年度には611万円となり、あわせて保育園におきましても、待機児童が発生する懸念がなくなっていくという状況にあります。

また、本市の子育て世帯の特徴として、3歳未満児の8割以上が保育施設に入所しており、全国平均と比較しても高い入所率となっていることから、事業全体での再構築を図り、家庭保育応援給付金は廃止し、令和6年度より子どもの年齢や世帯収入に関わらず全ての世帯を対象に、保育料の完全無償化に舵をきったところであります。

現在は3世代同居率も年々減少しており、また育児休業終了後に迅速に職場復帰される方が増えているため、育児休業終了直前からの0才児の保育施設利用に需要があるものと捉えております。このことから保育料完全無償化事業は、子育て世帯の安心感に結び付いているものととらえております。

今後とも、本市の子育て世帯の実情を踏まえながら、保育施設での受入体制の整備を図るとともに、保護者や子ども達の目線に立った子育て環境の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

私からは農地の売買及び貸し借りについてのご質問にお答えいたします。

1つ目の、新規就農者についてのご質問ですが、令和3年度から7年度まで5年間の新規就農者の内、新たに市外、県外から移住し土地を取得された方は14経営体19名となっております。また1人当たりの平均耕作面積については約8,000㎡となっております、その全て

が賃借によるものであります。

2つ目の、地域計画における新規就農者の考え方ですが、地域計画については10年後の地域農業の方向性を定め、地域の農地を誰が、どのように管理していくか、今後誰に集積していくかを念頭に、集約化や団地化を踏まえた、10年後のあるべき姿の目標地図を作成し、実現に向けて推進していく取り組みとなっております。

新規就農者の方々については、将来的には地域計画でいう地域の農業を担う者となっていただき、農地を集積、集約されるよう、行政としても引き続き支援を行っていく考えです。

3つ目の、農地中間管理機構と農地法第3条の賃貸借契約については、農地中間管理機構を介するか、個人間の契約として取り扱うかの違いとなります。

農地中間管理機構は、地域計画に基づき農地の所有者等から農地を借受け、担い手等へ貸付けを行い、農地の集積、集約化を進めていくものです。この機構と契約を結ぶことで、契約の代行や賃借料の徴収、支払いの代行など、契約事務の労力などが軽減できるという利点がございます。ただし、賃借料の支払は口座を介してのものに限定されているため、米などの物納ができないほか、昨年10月公告分から農地の貸し手、借り手それぞれに賃借料の0.75%の手数料が生じることとなっております。

一方、農地法第3条による賃貸借は、相対で賃借料や貸借期間などの条件協議を行い、農業委員会の許可を得るもので、賃借料を米などの物納に設定することや、貸借期間を自由に設定することが可能となっております。反面、縁故による賃借が多いため、農地の集積、集約に影響が及ぶことも想定されることから、農業委員会としては引き続き、農地中間管理機構の活用を推進して参ります。

4つ目の、遊休農地の有効活用対策についてですが、遊休農地にならないよう、農業委員を中心として農地パトロールや適正な農地管理を行うよう指導しております。地域計画においても、遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みについて議論すると共に、計画的に地域の農業を担う者や新規就農者へ集積するよう働きかけています。また遊休農地の解消には、相応の費用や労力がかかることから、令和7年度から尾花沢市遊休農地リフレッシュアンドアクション事業費補助金を拡充して実施しておりますので、活用促進についても引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

それでは私からは、本市における防犯対策の取り組み状況について4項目についてお答えいたします。

はじめに、防犯カメラの設置状況であります。公共施設は市役所や学校など12カ所、商店街には主要交差点付近の2カ所に設置しております。銀山温泉につきましては、防災上の監視カメラ2台を設置している状況であります。今後とも、市民の安心安全を守る環境づくりを目的に、警察署や防犯協会において協議しながら、計画的に設置していきたいと考えております。

次に、一般家庭等への防犯カメラ設置に対する助成につきましては、県警察本部にて防犯カメラを含む住宅用防犯設備を対象とした防犯用品購入キャンペーンを実施しており、市報での周知の他、機会を捉えて啓発を行ってきております。

なお、市独自の補助制度については現在実施しておりませんが、基本的に個人の財産は個人で守るものでありますので、今後、県内市町村の状況を注視しながら対応を検討していきたいと考えております。

次に、玄関等の施錠運動や点検の実施状況ですが、防犯協会の各支部の活動において警察署と連携し、住宅や自家用車等の施錠状況の確認や啓発を実施していただいている他、日頃の防犯パトロール活動においても広報活動を行っているところであります。今後も継続した活動を行いながら、空き巣被害等の未然防止に向けた対策を進めていきたいと考えております。

最後に特殊詐欺対策についての具体的な取り組みといたしましては、消費生活専門相談員が日頃からの相談対応の他、集落や団体を対象とした出前講座の開催、警察署と連携し金融機関店頭などでの啓発活動等において、最新の手口の周知や被害防止の助言を実施しているところです。今後も、市民の皆さまが特殊詐欺被害に遭うことのないよう、効果的な対策の推進に努めてまいります。以上となります。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

それでは、議席より再質問させていただきます。1点目の本町の住居表示の変更ですけども、これにつきましては、平成9年に行ってから、次は中新田、荒楯だというふうに先輩の方々が、覚えている方もいるんです。それは、いついつって約束したものではないんですけども、次するからな、みたいな形での話もあったというふうに聞いているところでございます。

先ほどの答弁では、今後の様々な負担のバランス等を考えて、適切に判断するという事なんでしょうけれども、この平成9年に行われたものについても、やはり取り組んで実際になったのも10年近くかかったというふうに聞いているんです。当初からいろんな議会で話し、それからずっと、何回も何回も議会で議論して、そして約10年近くかかって、住居表示の変更になったというところなものですから、これからの住居表示については、今すぐとは言わなくとも、長いスパンの中でやはり、下新田、中新田、荒楯については、住居表示の変更も必要かなというふうに思っているところでございます。

今すぐではないんですけども、長いスパンの中での住宅等も中新田、下新田等の、あそこは増えてございます。荒楯については150世帯近くあるのかなと。下新田も企業等とかお店も、あと人口も増えているようなところもございますので、長いスパンの中で検討していただければなというふうに思っているところです。まずそれについてはよろしく願います。

次に、農地の売買および貸し借りについてですけども、先ほど14経営体19名というところで、1人当たり8,000㎡ということでお伺いしたんですけども、新規就農者については新たに8反歩の土地を頑張っているというところで、正直申し上げて非常に頑張っているなど、多いなという印象があったわけなんですけど、この8反歩についての作物については、まずスイカというふうに考えてよろしいでしょうか。それとも何か、もっと種類あつてのことでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。新規就農者の賃借、借りている農地の平均約8反歩ということでご答弁させていただきましたけれども、そのほとんどがやはりスイカを作付けしているという状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

新規就農者と地域計画の兼ね合いですけども、地域計画の話し合いを各地域、地域でなされたかと思えますけども、新規就農者が地域計画を策定するにあたって、参加されたっていう経過はあるんでしょうか。そういう話し合いの中に将来を担う新規就農者が入って、その話し合いに混ざったとかということがあったふう聞いてるんですけど、いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。新規就農者の皆様に対しましては、多くが市外、そして県外から、スイカの作付けに移住していただいておりますので、地域に溶け込むというか、まず地域計画の話し合いの際には、極力地域の話し合いに参加していただくように、私どもも新規就農者の皆さんに働きかけを行っているところでございますので、皆さん参加しているものと認識しております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

やはり新規就農者も地域計画の中で、地域に入っているいろんな意見をさせていただくということも非常に大切なのかなというふうに思っています。農業委員の方々もいろんな方が、女性の方も入ったり、いろんな多方面の方が入って、いろんな形で農業委員会を形成しているというふうに聞いているところです。その中にも、やはり新規就農者もこの農業委員の方に入っていくということも重要なのかな、その中で、やっぱり新規就農者の意見を聞くということも大切なかなと思っているところなんですけども、その点、農業委員としてどのように考えるかお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会会長。

◎農業委員会会長（鈴木藤光君）

農業委員の選出方法ですけども、地域の推薦・選出となっておりますので、新規就農者の方はあまり推薦とかそういうことをできない、やってもらえないので、まだちょっと無理じゃないかと思っているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

やっぱり新たな視点での考え方もありますので、新規就農者としていらっしゃったところの意見も十二分に配慮して、取り入れていただければなというふうに思っているところでございます。

先ほどの農業委員の様々な活躍をいろんな形でお伺いしたんですけども、農地専門委員会と農政専門委員会という形に分かれているかと思うんですけども、農地については転用など、様々な形であるかと思うんですけども、農政専門委員会について、どういうことを

なさっているか、農業委員長、ぜひお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会会長。

◎農業委員会会長（鈴木藤光君）

農政委員会につきましては、農地にかかわらず、農業に関する政策とか、そういうものを県また国に対して要望する組織となっております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

了解しました。いろんな形で頑張っていらっしゃるというふうに、農政農地各専門委員会がタッグを組んでやっていらっしゃるということが分かりました。あと、農地管理機構と、第3条による貸し借りなんですけども、農地管理機構を通じて、その貸し借りのやりとりをして、金のやり取りも、事務的なこともやっていただけるところで、農業委員会では農地管理機構を介しての貸し借りを推進するということなのかなというふうに思っています。私も実は実家からお米いただくんですけども、それはいろんな形で田んぼを貸したところ、物納でもらったものかなというふうに思っているんですけども、こういうふうに中間管理機構により、お金による貸し借りを推進すると、物納による、1反歩何俵とかの貸し借りが少し減ると思うと、少し残念な気がいたします。

で、今後ともこの中間管理機構を通じての貸し借りということなんでしょうけども、やはり農家として、その中間管理機構を貸し借りするんですけども、昔だと5反歩以上を農家として認定して貸し借りができる、というところの考え方が、私も根付いているんですけども、新規就農者とか、あとはいろんなところで田んぼ、畑を借りたいという方については、その面積要件というのはいかがなものになっているのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。菅藤議員仰るとおり、以前でありましたら農地の貸し借りについては、農地5反歩以上を所有していないと貸し借りできないという農地法でございましたけれども、現在につきましては、農地がない方であっても、農地を借り入れできるということに改正されているところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

そうすれば農業委員会が認めれば貸し借りは大丈夫だと、面積要件のもの、農家の要件もないということと理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。農業委員会の貸し借りにつきましては、農地法3条の方で貸し借りを行いますけれども、主に貸し借りについては、農地中間管理機構を通した貸し借りが現在行われているという状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

了解しました。やはり耕作の荒れている農地等ですけども、令和7年度から新たな新規事業として取り組んでいらっしゃるところで、この事業の実績なんかあれば、教えていただきたいんですけども。新たな荒廃農地を更新したり、造成したりする時に出る事業ですけど、先ほど答弁いただいた事業ですけども、その実績などを教えていただきたいです。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。令和7年度から、新たな事業として新規に事業創設いたしましたけれども、今年度、今、要望をいただいている状況でございますので、実績についてはまだ決定していないという状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

ぜひ活用して、その特に思っているのは沢田ですよね。荒廃農地いっぱいありますけれども、沢田については、もうかなりのところで元に戻せないようなところもかなり増えているというのが実態かなというふうに思っています。この補助事業を活用して、できるだけ荒廃農地のないような形で、ぜひ推進していただけたらなと思っているところでございます。

農業委員会の一般作業賃金ですけども、8,000円ということになっておるかと思うんです。この8,000円ですけども、最低賃金の法により、この12月23日から最低賃金が山形県の場合1,032円ですか、変わるかと思うんです。ですから、その後のこの最低賃金と農作

業賃金の考え方についてちょっとお伺いしたいんですけども。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

本市の農作業標準賃金につきましては、毎年3月に策定会議を行っております。農業委員の皆さんと土地改良区、そしてJAさんの皆さんを含めまして、策定会議しているところでございますけれども、山形県の最低賃金も考慮した上で算出しておりますので、今年度最低賃金が上がった分については作業賃金にも反映されるような形で算出いたしますので、ご理解のほどよろしくお伺いしたいというふうに思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

了解しました。最低賃金を踏まえた上での3月に改定ということで了解したところでございます。

続きまして、防犯対策についてでございますけれども、カメラの設置、防犯カメラの設置状況ですけれども、市役所、各学校12か所、あと商店街には主要交差点の2か所と、銀山温泉については監視カメラが2台というところで、思ったよりちょっと少ないのかなと。銀山についても、銀山の監視カメラですか、2台というところでお聞きしたところでございます。各施設等なんですけれども、この12か所には保育園等も含んでいるのでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

防犯カメラ、こちらには含まれていない状況であります。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

子どもを守る上で、犯罪を防止する上で、できれば保育園、幼稚園等にもぜひ設置していただければなというふうに思っているところでございます。それについては、福祉課長いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

そちらのほう、設置に関しましては、今、様々な防犯事業者のほうと契約しておりますので、防犯カメラについても検討させていただきたいと思っております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

お伺いしたいなと思っています。防犯の上で、本市では青パトですけれども、結構な台数が走っていらっしゃると。で、尾花沢署管内では、本当にその青パトについては力を入れていらっしゃるといふ、前の署長さんがずっとおっしゃっていた経過があるかと思うんですけども。

まず青パトの台数と、どういう場合に青パトを巡回しているかお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず、青パトの台数ですけれども、防犯協会に関しましては21台ございます。そのほか、交通安全協会が14台、安全運転管理者協議会が26台、その他合わせまして計65台、尾花沢市には青パトがでございます。

それで、まず活動というか出動ですけれども、出動については、例えば防犯協会であれば支部による自主活動をはじめ、警察や学校からの要請などで、クマ対策だったり、あとは防犯対策に関してそのパトロールをしているような状況となっております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

思ったより65台ということで、すごい多いなということを感じたところでございます。65台がいろんな形でパトロールすることによって、いろんな犯罪等を未然に防ぐ大きな効果になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

パトロールの防犯灯ですけれども、これは誰のものじゃないけど、各団体で出しているのか、あと走ったことによる費用弁償等についてどうなのかお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず青色防犯パトロールを行うことができるのは、防犯協会や交通安全協会など、まず地域で継続的な自主防犯活動を行う団体であることが必要であり、個人単独での実施は認められておりません。したがって、警察署のほうから、その防犯灯ですか、そういったものが支給されるようなことになっております。

次に費用弁償のほうですが、費用弁償については市

からは直接支払われておりませんが、各支部によって、その都度支払ったり、あとは年間経費補助として支払われたり、各支部によって対応が異なっておりますが、基本的にはボランティア要素が高い状況となっております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

各支部によって、費用弁償等についてはまちまちだということでも了解したところですが、この間のクマ対策の中で、青パトの出動を仰ぐという事例が対策としてあったかと思えます。今回のクマの出没に関しまして、青パトの出動件数なんかあれば、そしてその、まあ効果って言うていいのかなどうか、それについてちょっとお伺いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

クマによる青パトの出動については、まずは支部による自主活動を始め、学校や警察からの要請などもありますので、正確には全部を把握していることはございませんが、市から要請した福原地区の場合ですけども、例えば福原地区であれば日数で言えば12日間、延べ人員で言えば36名の方がパトロールをしてくださっております。

その他、学校からの直接の要請だったり、地域の区長からの要請で、さらにその日数とか出動件数は増えているものと思われまいます。効果に関しましては、ある程度その地域の人が回っているため、隅々まで行き渡っているのかなというふうなことで認識しております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

出動回数も結構あるんだなということでも了解したところですが、いろんな資料を読みますと、尾花沢市の防犯協会につきましては、尾花沢市の特産物であるスイカの収穫期における防犯防止のための警戒活動等も実施しているというところで、載ってあるものがあるんです。やはり、いろんなところの果樹とかについては、盗難防止とかで大々的に出発式などをやっているかと思うんですけども、やはりこの大産地の尾花沢のスイカを守るためにも、防犯パトロールの出発式じゃないですけども、そういう町全体で盗難防止をやっているんだということでのPR活動も必要なのかな、それが青パトかどうかあれなんですけども、青パトの活動

の中にありますんで、そういうところでのいろんなとこ連携しながら、青パトの活用ということで考えていただけたらなと思えますけど、その点いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

日付は定かではないんですが、私も出席させていただいて、警察署のほうで青パトの方々と、何て言うんでしょうか、連絡会みたいな会議がございます。秋口、夏過ぎだったですか。日付は定かではないんですが、1年1回そういう集まりがあります。

そこで様々な意見交換をさせていただいて、その時に青パトのメンバーの皆さんも集まっていたらいい、出発式ということで、こういう事業をやっているということを広報も含めてですね、PRさせていただいている事業がありますので、そういうことを実施しているとご了解いただければというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

いろんな形で、活動の内容として、かなりいろんな盛りだくさんの活動があるように、その青色回転灯の装備車の運用ということになっているかと思うんです。青パトについては、今後とも一つご活躍をお願いして次に移りたいと思います。

次に家庭保育の応援事業でございます。これにつきましては、平成29年度から4年度まで、6年間というところになったわけですが、当初は家庭で保育している世帯に対して7,000円と、プラスして三世代同居について5,000円というところでの事業だったかと思うんです。やはり三世代同居についてはいろんな議論があって、2年ぐらいでやめられたようなんですけども、基本的には尾花沢市で子どもを産んでいただきたいと。尾花沢市に来て、で産んでいただいて、そして定住していただきたいという、呼び水的なこの事業が非常に大きかったのかなと。できれば、三世代同居の世帯が非常に少ないものですから、三世代同居で子育てをしていただけたらということでの思いがあったかと思うんです。三世代同居の子育てについては、いろんな意見があるかと思うんです。尾花沢市のこの考え方として、三世代同居しながら保育をするというところの重要性も含めてだったのかなというふうに思っているところですが、この事業ですけども、6年間で終わられたと。で、待機児童もいないという中でやめられたとい

うことなんでしょうけども、先日、東海村のほうに視察に行ったんです。そしたら、同じような事業を、令和6年から新たにやっていましたね。また東海村では小学生から高校生まで、全員に6万円給付していました。その2億何千万ですけども、一般財源から出したということで、びっくりしたんですけども。地方交付税の不交付団体ですから、それだけふんだんな予算があるからということも理解できるんですけども、尾花沢市において、この1歳までなんとか尾花沢市で産んで、育てられるような呼び水としての事業を何かないのかなというふうにずっと考えているところなんです。本市においても、そんな多くななくてもいいと思います。月5,000円で、その1歳になるまで給付するような制度を、できればやっていただけたらなと。子育て日本一を目指している尾花沢市にとって、起爆剤としてこういう事業も必要のかなというふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

菅藤議員がですね、視察行かれた東海村の状況というのは、私も承知しておりません。そもそも尾花沢市と東海村の子育て支援施策がどのように違うのか、こちら辺の比較も現状では私のほうではできない。そういう中で、尾花沢市においては尾花沢市の特性があって、そして様々な施策を今、実施している。その一端として1つ、今、ご紹介いただいた、お話をしたいいわゆる待機児童の対策ということでやってきた事業であるというふうに認識しております。

その中で、やはり待機児童のほうも少しずつ減ってきて、なおかつ三世代同居も、これも必ずしも、いわゆる子育て世代、される世代の方々に、我々が強制してやっていただくということでもないだろうし、今、少しずつそういう世帯も減ってきていると。もちろん三世代されることで非常にメリットもあるし、ということも我々も承知しているところではあるんですが、それを我々のほうから強制ということではないということで、様々な今、生活態様も変わってきている中で、我々ができることとして、選択肢の一つとして保育料無償化ということで、本来であれば国の制度としては、段階的に、報酬、いわゆる収入に応じて、費用負担かかるところをすべて無償化にして、共働き世代で子育てされる方が非常に増えているというようなことで、そういう方々になんとかしっかり子育てをしていただきながら、生活していただくというようなことで無

償化と、そちらのほうに今、重点的に、なんていうんでしょうか、支援させていただくほうに変更させていただいた。

一方で、これからまた新たに、様々な良い施策があるのであれば、また皆様方からいろいろご指導いただきながら、議論していきたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

尾花沢市の場合だと、完全保育料無償化ということであっているかと思えます。他の市町村にとっては、かなり頑張っているんじゃないかというふうに思っています。ただ、いかんせん、尾花沢市の子育てがこれだけ頑張っているのに、他のみんなに伝わりにくいということもあって、宣伝下手なのか、そういうことなのかは知らないですけども、これだけいろんなお金を使っても、なかなか、そういうなんというか、尾花沢市のイメージが、子育て日本一を目指して挑戦しているんだという市が、イメージとして伝わりにくいのも、多々あるのかなというふうに思っているところです。

先ほど申し上げたように、尾花沢市に住んで、最初の産むきっかけとして、産んでいただけるきっかけとして、呼び水としてなんかないのかなというふうに、ずっと思っているところなんです。できれば知恵を結集して、尾花沢のこの子どもの数、産んでいただける子どもの数を、ぜひ増やしていただけるように、ここにいらっしゃるみんなで考えて、知恵を絞っていききたいなというふうに思っていますけども、市長、再度ご決意をお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

お答え申し上げますが、PRそのものが、それはそれぞれの個人的な主観だと思いますが、我々としては、かなりいろんな場を捉えて、いろんなところでPRさせていただいてますし、一方で、ちょっと脱線しますが、東北6県でも移住されて来られてる人の人数は、東北で山形県が一番多い。その中でも、県内でも尾花沢市が移住されてこられている方が非常に多い。かなりそういう意味では移住されてきている。そして、なおかつ、その移住されている方々も若い方々が来れているという意味。子育て支援策も様々な側面があって、その側面の一つに、まさに移住者の方々が増えているということも一つの要素になっているのではない

かなというふうに思います。

いずれにしても、菅藤議員からのご提案のように、様々これから採択させていただけるような提案があれば、いろんなところで議論させていただきたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

尾花沢だと雪が大変だということでのこの話が、私らはみんな思っていると考えているんですけども、移住者に聞きますと、雪についてはそんなに難儀だと思わない人が多いんです。びっくりするほど。こっちの考え方一つで、相手は雪大変だ、大変だって私らは言うんですけども、日頃言っている口癖を市民みんなが変えないと、意識を変えないとダメなのかなというふうに思っております。やはり移住してくださる方については、雪が少しぐらい降っても全然気にしないと、反対に楽しんでいる方もいるというのが現実なのかと思います。やはり、市民みんなが雪に対する考え方を変えつつ、日頃からの言葉を難儀だ、難儀だっていう言葉を少し減らして、もっと前向きな言葉でやっていただければと思っております。その点、市長。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

私もですね、常々いろんなところ行って、この雪は我々の恵みのもの、都会では雪は降りませんのでですね、我々この地域に住むからこそ、たくさんの雪、この雪は恵みの元、いわゆる水が豊富にあるということで、実はこれから始める事業、今、既存の事業で少しやっているところはあるんですが、小水力発電。まさにこんなことは、雪があるからこそできる、省エネに係わる再生可能エネルギー、これがたくさんできるようになれば、エネルギーが自分たちでしっかり作れるということになりますと、これはこれで非常に素晴らしいことになりますので、我々も常日頃から、そしてなおかつ、これからの時期、除雪の体制は県内随一と、つい先日来ていただいたお客様にも私お話をしました。豪雪の時こそ来ていただいて、この状況を見ていただきたいというふうなPRもさせてもらってます。ぜひですね、雪が決して嫌なものではない、この雪が恵みの町だということを大いにPRしていきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

以上で私の一般質問を終わります。丁寧なご回答、説明ありがとうございました。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後1時00分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。次に、10番 安井一義議員の発言を許します。安井一義議員。

[10番 安井一義議員 登壇]

◎10番（安井一義議員）

先の通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番目、地域計画の策定後の動向について。策定後の進め方はできているのか。

①、地域計画が策定され、目標年度も令和16年となり、計画実施となりました。現在の策定後の動向についてお伺いします。

②、5地区での計画内容は地域それぞれに特色があると思うが、均一な計画となっていないか、特徴など考慮されたのか。

③、いずれの地区も担い手の育成、確保とあるが、どのように進められているのか。

大きい2番目、高齢者などへの対策について。

高齢者サービスについて。

①、高齢者の在宅介護への支援が十分ではない。拡充の必要がある。在宅介護の介護認定による支援の割り増しをするべきではないか。

②、高齢者に限らず、支援を必要とする方々への対応は、居場所があることが効果的ではないか。高齢者のみならず、生活支援の必要な方への支援が必要。地域でしっかり見守り、支えていくことが健康長寿につながる。気軽に集い、おしゃべりできる居場所の確保が有効ではないか。

③、子ども達の交流事業支援を設けるべきではないか。子ども達との触れ合いの場が少なくなっている。

以上、2項目についてご回答よろしく願いいたします。自席にて再質問したいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結 城 裕 君）

安井議員からは大きく2つのご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

なお、1問目のご質問につきましては、農業委員会より答弁いただきます。

私のほうからは、まず初めに、高齢者などへの対策について、お答えをいたします。

議員からは、高齢者の在宅介護への支援についてのご質問であります。市では第9期介護保険事業計画に基づき、必要とする方が必要なサービスが受けられるよう、円滑に提供する体制を整え、十分な供給量を確保し、利用者にサービスが届けられるよう努めております。

在宅介護への支援については、訪問介護や通所介護、福祉用具の購入、貸与や住宅改修費の支給など、在宅において自立した生活ができるよう取り組むサービスとなっております。

また、高齢者を介護している家族については、ショートステイなどを活用したレスパイト、いわゆる家族の一時的な休息を図る支援のほか、心身をリフレッシュする機会を設けることで、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、家族介護者交流激励支援事業を実施しております。

次に、健康長寿につながる居場所の確保についてのご質問であります。市ではお年寄りの皆さんも参加できる各種公民館事業を通年実施しており、また、社会福祉協議会では、気軽に集いおしゃべりができる、ふれあいいいききサロン、なかよしお茶のみ会を開催しております。

なかよしお茶のみ会につきましては、令和6年度の実績として、55集落、36団体にて、113回開催されており、延べ2,213名の方々から参加をいただいているようであります。

また、市では生活支援体制整備事業を実施しており、社会福祉協議会に生活支援コーディネーター、いわゆる地域支え合い推進員を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう地域に出向き、困りごとの聞き取りや地域活動のマッチングを行っており、居場所づくりのための相談支援なども行っております。

今後も、ふれあいいいききサロン、なかよしお茶のみ会への支援を継続するとともに、住民の皆様が主体となって運営する居場所づくりには、介護予防や孤立防止に大きな効果が期待されるものでありますので、

相談があった際には丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、子どもたちとの交流事業支援についてのご質問ですが、10月に地域交流センターで、はなみずき主催のおきな茶屋ふれあい音楽会が開催され、地域の音楽家による演奏に、宮沢地区のお年寄りの皆さんと宮沢小学校の児童など約90名が参加し、温かなふれあいを通じた交流を深めております。

第7次総合振興計画においても、学校教育や公民館事業を通じて、地域共生社会への理解を深めるとしてあります。そのため、子どもの頃から支え合いの心を育むため、学校行事や地域のイベントへの積極的な参加を促し、お茶のみサロンなどを活用し、世代間の垣根を越えた交流ができる場の創出を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐 満 徳 君）

私からは1問目の地域計画の策定後の動向についてお答えいたします。

1つ目の、地域計画の策定後の動向についてですが、この地域計画については、これまでの市内35地区の人・農地プランを基に旧町村単位である5地区、尾花沢、福原、宮沢、玉野、常盤地区に集約し、本年3月に策定いたしました。

従来からの取り組みを継承し、担い手への集積、集約を実現するために、潮流を捉えながら毎年地域での話し合いを継続し、最新の情報へと見直しをする必要があります。そのため、農業委員会や農協、土地改良区などで構成される、地域計画推進連絡会議において示された具体的な作業工程に基づき、地域ごとの事情に考慮した話し合いを開催しているところでございます。

なお、今年度の見直しは、来年1月に話し合いの素案が取りまとめられ、3月に更新された計画を公告する予定となっております。

2つ目の、本計画の内容について、各地域の特色や特徴が考慮されているのかのご質問でございますが、農業に係る計画や事業につきましては、いわゆる米政策を軸として半世紀に渡り展開し、営農の現場に深く浸透しているものと認識しております。

この取り組みは、個人や法人の経営体ごとに同じ目線で意識付けや方向性を探り、市全体の足並みを揃えて政策の底上げを図る特徴もございました。

そのため、地域計画では、それぞれに抱える課題や解決策に共通点が多く、5地区ごとの特色や特徴が重複していると認識しております。

今後も見直しの話し合いを通じて、それぞれの地域の特色や特徴を捉えられるように努めてまいります。

3つ目の担い手の育成、確保についてですが、これまでも、新・農業人フェア等での新規就農者の勧誘や、尾花沢すいか農学校において生産者の育成を通じ、担い手の育成、確保に取り組んでいるところであります。また、親元就農の伴走支援を通じて、即効性のある後継者の育成が図られており一定の評価をいただいております。さらに、集落営農や法人移行へと経営判断をされることで、農業経営の体力強化や農地の集約化など地域農業を強く牽引する役割を担われている実例から、集落営農や法人での経営を検討している方に対して積極的なサポートを進め、組織的な営農活動を支援してまいります。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

それでは地域計画の策定後についてということで、1番のほうから再質問の方をさせていただきたいと思っております。

地域計画、今年の3月までに作るというのが農水省のほうから出ていた宿題といいますか、しっかり地域で担えるものを考えて計画を立てて進めましょう、ということで進めてきたところでありまして。何年か、ここ何年かは米の値段と、物価高騰等があつて、生産者の方は非常に売り上げは上がっているのですが、その分資材等も値上がりをしているということで、そのところが問題なのかな、まだ問題があるのかなというところは認識はあるんですが、できるだけ農地はまとめたほうがいいという、この地域計画でのパンフレット、なぜ地域計画が必要なのか、ということでパンフレットありますので、その辺のところは農家の方は見られていると思いますが、一般の地域の方もどんなところなのかなというところを、しっかりと考えて見ていけるような説明が私は必要でなかったかなというふうに思います。

これから10年経った時に、やはりどうしても人がいない、荒廃してくる農地を見るのは忍びないので、できるだけ今の農地を維持しながら、できるだけ耕していく。スイカ等の転作、転作といいますか、米以外のところが今非常に好調ですので、非常に尾花沢の夏スイカ日本一、非常に評判が良くて、どこに送ってもや

っぱり尾花沢は違うなというふうなことが言われる、ここ何年かでありまして、スイカ以外にも、私はアスパラ作っているんですが、アスパラの農家はアスパラは高齢者に農作業が優しいのではないかという記述がありますが、決してその多い面積を作っているわけではないので、やはりその辺のところもしっかり地域計画の中で見ていただければなというふうに思います。

そこで、実際にこれができた、尾花沢地区の目標地図ということで色分けしてあるものがあります。ちょっと見づらいんですけど、非常に碁盤の目で綺麗に揃ってきているところが見て取れるのではないかと思います。2番目が常盤地区、3番目が、これが常盤地区ですかね。で、この中でやはりしっかりと、農業がいい形で継承になってきているのかなと。まだまだできてはいないんですけども、少しずつ計画が進んでいて、利用される方がうまく活用していただければ、非常にいい形になるのかなというふうに思ったところなんです。

しかし、一部、臈気川周辺なんですけど、非常に川が蛇行していたり、農地が整備されていなかったりということがあつて、その辺のところは非常に、地図を見ていただくとわかるんですけど、非常に整備を進めればいい農地になるんじゃないかなということがあつて、その辺のところを見ていただければなというふうに思いますが、その辺のところの、今、この地図を色分けしたのを見て、なんかこういうふうなことが必要かなという感想があればお願いしたいです。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。いろんなご質問をいただいたと思っております。まず最初に、地域計画の話し合いにつきましても、農業者だけではなくて、市民皆さんに地域計画に参加していただいて、将来の地域の在り方を話し合っていただきたいということで、市民の方にお知らせをさせていただいているところでございます。

また、地域計画の中でも作物の計画もございまして、特に玉野地区あたりはアスパラの盛んな産地でございまして、将来的にもアスパラを産地化していくという計画も作っているようございまして。

目標地図につきましては、本年3月に策定いたしましたけれども、この地図につきましては、あくまで現況の地図を落としておりますので、将来的には、農家の皆さんができるだけ集約を図る目標地図に改善してまいりたいということで、目標を定めているところで

ございます。隴気川近くの基盤整備についてでございますけれども、基盤整備については、地権者の皆さんの同意等も必要でございますので、特に隴気川付近の農地につきましては、入作といいますか、他の地域からの作付も多く入っておりますので、まとめるのが大変かと思っておりますけれども、中心となる方を定めて、まずは話し合うことが一番重要かと思っておりますので、ぜひ話し合いの機会を作りながら、基盤整備のほうも検討をしていただければというふうに思っているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

農業者以外での参加もあって話し合いを進めているところということで、非常に人数が多い中、まとめるのが大変かなと思っておりますが、ぜひ皆さんの意見を聞きながら、しっかりと農地のほうを守りながら、生産性も上げていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

各地区ごとに代表となるような方がということなんですが、今回の回答の中で集落へのというふうな記述がありますが、これについては個人とか農業法人とか、あとは法人ということで、大体どれぐらいの規模でというふうな検討をされているか、お願ひします。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

各地域計画の話し合いの中で、集落営農や農業法人の設立という話が出てまいりますけれども、今後の稲作農業を考えてみた場合に、やはり高齢化や担い手不足が大きな課題となっていると思ひます。そのような中で、今後、地域の農地を守っていくためには、やはり今後は集落営農、そして農業法人という設立が、各集落で出てくるのではないかなというふうに想定されております。本市といたしましても、そういう目指す集落に対しては、支援制度を設けながら現在取り組んでおりますけれども、その規模につきましては、それぞれの経営体の考えに基づきながら、規模を策定していくべきではないかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

今、稲作を考えるということで、ここ1年ぐらい、その農林水産関係で米の価格高騰、あとは米不足、米

の生育状況確認というような、非常に話題に事欠かない農水関係の話題が出てきております。今回、高市総理に代わってからの話で、やはり米はどうも増産ではない方向に進んでいるというところが見て取れるんですが、尾花沢、北村山3市1町の中で、非常に田んぼの面積の多いところですので、ぜひ稲作のほうを重点的に支援のほうもお願ひをしていきたいというふうに思ひます。

その中で、今、鶴子ダムの方から水が来るというのが、私も田んぼを少しですがやっておりますので、5月の9日前後に水が来るということで、水稻に対して、その水がその時期というのは非常に限定的な、それ以前に入れるというのはなかなか難しいところがあるんですけど、隴気川のところは、もう既に慣行の水利権がありますので、不耕起で直播きの栽培の方法とか、陸稲ということで、耕さず直接作るといふような、いろんな作り方もありますので、その多様性の栽培方法等も、ぜひ検討をしていただいて、しっかりとその地域でできるだけコストのかからない作り方が、この集落営農の中で、もしくはその法人の中でということであればなというふうに思ひます。

先日、西原のほうの地区公民館の集まりがあった際に、どうしても今残っている農地は大きく作っていたところだ、というふうなことで、やっぱり非常に時期的なものが、非常に刈り取り、その気候、代掻き、田植え、水管理、刈り取り、乾燥というその一連の中で、やっぱり大規模になってくるほど、他の時期を適切に、一番良い時期になかなかできないというところがあるので、その辺のところをうまく農業指導ができるようなところも必要かなと思ひますので、農業指導についても是非お願ひしたいというふうに思ひます。

アスパラのほうなんですけど、やはり農地として、もうすでに畑地化が済んでいるところで、そば等の栽培が非常に盛んなんですけど、水がなくてもできるものということで、陸稲とか、アスパラだったり、大根だったりということで、他の作物もありますので、田んぼに戻せないということではなくて、やはりそれに同等の支援ということでは、ぜひ考えていただきたいと思ひますが、その辺の水稻以外での、水稻からの移行等についてはどのような考えを持っておられるかお願ひします。

◎議長（菅野修一議員）

農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐満徳君）

最初に稲作に対する支援ということでありましたけ

れども、鈴木大臣に代わりまして、需要に応じた生産ということで、本市といたしましても、県の生産の目安に基づいて、農家のほうにも周知を図っていかねばならないというふうに思っております。

また、直播き、陸稲という、今、話ございましたけれども、直播きについては、本市でもやはり水のかからない集落で取り組んでいる事例もありますけれども、陸稲については今年何戸の農家が試験的に実施しているようでございます。まだまだ陸稲については、課題もあるようでございますけれども、今後、今年のような高温少雨という気候になってくると、いずれは、やはり陸稲が主流になる時代もくるのかなというふうに考えられますので、技術的な面を研究いたしましてですね、陸稲の普及についても今後、進めていけたらなというふうに思っているところでございます。

水稻から、畑作物への移行の考えということでありますけれども、やはり我が尾花沢市は、スイカ日本一の産地ということで、まずはスイカの生産量日本一を目指していきたいというところもありますけれども、やはり高齢農家にとっては、作付けが大変だということもありますので、特にアスパラ、そしてそばについては、現在、東北で生産量第1位が尾花沢市でございますので、やはりそういう特色のある作物に対して、まずは普及を図っていけたらなというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

スイカのほうの夏スイカ日本一、そばのほうが非常に味も良くて、生産量も多いということで、尾花沢の特産ということでは非常にうまく作れる品種と時期ということになるかと思っておりますので、ぜひ、どうやったらやれるかということをしつかりと進めていただきながら、産地作りと新しい新規就農の方とか、親元就農の支援と、しつかりと進めていただければなというふうに思うところです。

次に、高齢者の対策、お願いします。

在宅介護の支援ということで、この質問をさせていただいたところについては、施設入所要項としては、要介護3以上というのがあります。あと家庭の事情等で、要介護3に満たない方でもある場合があるということで、非常に柔軟な運用をさせていただいていると思いますが、その要介護の決定の方法については、どのような手順を踏まれているかをお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

要介護の基準の設け方ということでありますけれども、介護認定審査会、こちら外部の方からも入っていただいて、そして審査をして適正な介護度を決定するというところで実施しているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

外部の検討委員会があるということで、実は私の母が要介護2だったのが、いきなり要介護5になったということで、非常に驚いているところでした。やはりなんでそんなに上がるの、急に5というのはということで聞いたところ、やはりその介護される方の手がかかるボリュームなんだと。やはりうちの母、かなり認知が入っているの、やはり同じことを何回も繰り返しやらないといけないということで、その手数がかかっているところが、非常にポイントとしては高いのでは、というふうな説明をさせていただいたところです。

ただ、やはり、いきなり数字だけ見ると、2から5というのが非常に、なんでそんなに、というふうなのがなかったので、その辺のところはしつかりと、こういう基準があって、こういう手順で進んでいますというのが、もう少し分かればなというふうに思うところなので、その辺は少し説明を詳しくしていただければなというふうに思います。

入所して、認定が下がるというのもあるようです。実際にはその家族のいないところで、認定が行われているようなところもあるかと思うので、やっぱり自宅でなかなか難しいところの介護認定で戻ってきて、自宅のほうで介護をお願いしますということで、なかなか、状態としては良くなっているという認識はないんですけど、判定がちょっとどうなのかなというところがありますので、その辺のところもしつかりと見ていただければなというふうに思います。

その在宅の介護ということなんですが、要介護4、5ですと、やっぱり介護する家族の負担が非常に多いんじゃないかと思えます。やはり、ご飯け一わ、って声をかけて、普通なら15分、20分で食べられるところを、やっぱり1時間、1時間半というふうにかかりますので、その辺の時間的な拘束もあるので、ぜひ在宅で4、5の認定の方への直接的な支援などをしていただけないか、直接自宅で4、5の介護のやっている方への直接的な補助等を考えていただけないかお聞きします。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

在宅介護への支援ということでもありますけども、今、現在、市長答弁にもありましたけども、在宅におかれましては、自立した生活ができるよう、訪問介護や福祉用具の購入、住宅改修費等の支給を実施しているところでございます。

また、支援する家族を対象にしまして、家族介護者交流激励支援事業なども実施しておりますので、そういったことを行いながら、介護される方の負担を軽減できるように図っているところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

非常に訪問介護、福祉用具の購入対応の助成や、住宅改修ということで、費用負担を担っていただいているところは非常にありがたいと思います。しかし、なかなか収入がないということになりますので、その辺のところはしっかりと現金なり、福祉買い物券のような、介護される方が直接、いろいろなものが購入できるような仕組みもぜひ検討していただければなというふうに思います。

次に、高齢者に限らず支援を必要とする方々への対応ということですが、やはり、なかなか、自分で表に出られないというような方もいるかと思っておりますので、その辺のところの居場所づくりということで、家族の負担を少しでも軽減できるようにということで、そういう居場所ってということでは、今、どこか実際に行われているところってというのはあるんでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

居場所づくりということでもありますけども、なかよしお茶のみ会ということで、こちらのほうは、ふれあいいいきサロンでございますが、主に65歳以上の高齢者を対象にして、親睦を図るため支援しているものがございます。

また、おちゃのんで家ということで、空き家を借りて実施しているという団体もございますので、そういったことで実施しているところがございます。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

居場所づくりについては、今のところそうなのかな

というところがあるんですけども、それ以外に、例えば引きこもりで、なかなか地域になじめないという方が、いらっしゃるのではないかというふうに思いますが、具体的に何とかってということではなくて、やっぱりどうしても自宅に引きこもっているということが、非常に、回復といいますか、引きこもりから脱出するには、やっぱり本人が出たい、楽しいんだというところの居場所が、私は必要でないかなというふうに思います。やっぱり家から出るときに、お腹痛くてとか、頭痛くてとかってということで、家から出られないというところが、よく耳にするところなんですけど、そういうふうなところについては、高齢者以外でのところというのは、どこかあったでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

高齢者以外でもということでもありますけども、様々な各種ボランティアなどで、地域に役立ちたいという方もたくさんいらっしゃるかと思っております。そういった方につきましては、地域のゴミ拾い、または草むしりなど、簡単なところから実施していただければなと思っております。特に実施しているということではなくて、そういったことから始めていければいいのかなと考えているところです。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

ありがとうございます。やはり何でもない、そんなことということがなかなか、難しいというところがあるのではないかというふうに思っておりますので、そういう居場所づくり、ここに来ればみんなで話できるとか、独りでいても居心地がいいというような場所を、ぜひ相談があったときには検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

子どもたちの交流事業ということで、おちゃのんで家のほうでは、すぐ近くに尾花沢幼稚園さんがありますので、ハロウィンのときにお菓子を配りながら交流をするというような事業があるんですけども、実際には、やはり一緒に食事をしたり、ゲームをしたりということができればなというふうに思っているところです。

そこで、どうしても、その子どもたちとの交流ということで、食事等々の費用ということで、こういう計画があるよということ、その辺のところを検討していただけるような事業というのは何かなかったかなと

思うんですが、お願いします。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

宮沢地区の、はなみずきさんで定期的実施している、お茶飲みサロンのような活動でございますが、独自に活動していただいているようであります。こういった活動を広く周知しまして、各地域でもできればなと思っております。そういったご希望がありましたら、福祉課のほうまでご相談いただければと思います。

◎議長（菅野修一議員）

安井一義議員。

◎10番（安井一義議員）

ぜひ、前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。あと通告の中にはないんですが、農産物を、直接キャンプに来た子ども達とか、子供会のイベントに出すというようなことは、窓口はどこになるかあれなんですけど、総合政策課さんで、今年オートテストでスイカの振る舞いをしていただき、非常に好評だったようです。尾花沢から3名、尾花沢以外が47名ということで、JAFのオートテストで、常盤小学校跡地のグラウンドで今回開催された時に、スイカの振る舞いがあった、非常に参加者からは評判が良かったので、そういう来た時に、直接、尾花沢すいかですというような支援のほうをできないか検討していただけないか、よろしくお願ひします。

◎議長（菅野修一議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永沢晃君）

提供する場面が、ちょっと今、はっきり分からなかったんですけども、子ども達たちという部分もあったんですけども、今回、JAFのオートテストという部分にちょっと触れさせていただきますと、旧常盤小学校の跡地の有効活用ということで、校舎を解体する際にお金を国のほうからいただいて、その跡地の有効活用を図った際に、スイカをちょうど7月の下旬だったものですから、参加者の方に提供したというのが、うちの課で提供させてもらった経過でありました。この件につきましても、そういう全国から人が集まってくるような場面だったものですから、農協さんのほうと協力し合いながら、スイカのほうを提供させてもらったという経過ありました。

そういう人が集まる場面で、例えばお年寄りの方々が集まりながら、子ども達も集まるなどの場面、それが夏の期間であれば、ぜひスイカの提供なども十分可

能かなというふうに思っています。

ただ、スイカの提供については、それが一つの、それだけのイベントでなくて、何か大きな物事の中での副次的なもので、さらに喜んでいただけるような形で、ぜひ考えていただければと思っていますので、よろしくお願ひします。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告の項目外に渡っております。通告に従って質問をされるようにお願ひします。

◎10番（安井一義議員）

ご回答、大変ありがとうございました。この子どもたちとの交流事業ということで、先ほどのハロウィンとか、餅つき大会とか、いろんな事業が考えられるんですが、そこに直接尾花沢で作った製品の提供をというふうに思ったところで、ちょっと質問の趣旨がずれてしまったのは申し訳ありませんでした。

ただ、そういうふう実際にその物を手配できて、尾花沢なんだ、尾花沢産なんだというのがしっかり分かるようなPRの仕方が、非常に効果的ではないかなというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

あとは林間学校なんかで来た時にも、子ども達と、その地域の方の交流なんかもあるかと思っております、その辺のところもしっかりと情報を仕入れながら、進めていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

ここで、会場準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時48分

再開いたします。

次に、日程第2、令和7年請願第3号「ペット用火葬施設の設置を求める請願」を議題といたします。この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。菅野喜昭議員。

〔産業厚生常任委員長 菅野喜昭議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長（菅野喜昭議員）

それでは、報告いたします。今定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和7年請願第3号「ペット用火葬施設の設置を求める請願」につい

て、その審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月2日に委員会を開催し、紹介議員よりご出席、ご説明をいただき、慎重に審査を行ったところであります。

その概要につきましては、家族同様のペットの死に際し、近年、「ペットを埋葬したい。供養したい。」という方が増えてきましたが、本市においてはペット用の火葬施設がなく、遠方の施設や訪問による出張火葬に頼らざるを得ないため、費用負担も大きい状況です。他の自治体においては、火葬場、あるいは、ゴミ焼却施設の一角に小動物専用炉を設置し対応しているところも多くなってきました。

以上のことから、本案件は、本市におきましても、ペット用火葬施設を設置することを求める請願であります。

まず、審査にあたっては、紹介議員より、県内のペット用火葬施設の状況も併せながら、請願の趣旨について説明がなされました。紹介議員からは、愛着を持って家族同様に生活してきたペットの死に際し、お骨を拾って供養したいということが請願者の願意である、との説明がなされました。

各委員からは、「今のペットは家族同様。亡くなった際には懇ろに葬ってあげたいという願意は妥当である。」「何年も一緒に生活してきた家族の一員であり、ペット専用のエサを買ってあげたり、医者に連れて行ってあげたりする。」「どのような形にするかは今後具体的な検討をしていくことにして、願意という点では妥当である。」といった意見が出されました。

一方で、「やり方として、広域で連携して行うような方法の検討も必要ではないか。」「民間での取り組みを促すような施策を検討するほうがいいのではないか。」「実際、設置するとなると、どのくらいの費用が掛かるのかなど、調査をせずには安易に採択すべきでない。もう少し調査研究する必要があるのではないか。」などの慎重な意見も出されました。

以上のことから、本案件については意見の一致を見るに至らず、本定例会において結論を出すべきか、あるいは、さらなる調査、研究を必要とするか、採決をするに至りました。その結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長により、本定例会において結論を出すことに決しました。

採決の結果、本請願については、「賛成多数」で「採択」とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会の決定に対し、

何卒議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

◎議長（菅野修一議員）

これより、質疑に入ります。ただ今の、委員長報告に、審査の報告に対しご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に、討論に入りますが、討論の通告がありますので、発言を許します。安井一義議員。

〔10番 安井一義議員 登壇〕

◎10番（安井一義議員）

この度のペット用火葬施設の設置を求める請願につきまして、尾花沢市としてペットの火葬設備の設置については、市の予算、これは公費で行われることとなります。ペットを飼われていない人や、他の施設等で利用を考えている方など、市民全員が対象とならないことを考え合わせれば、民間での設置運用であるべきと考えます。

しかし、今回、対象動物など、数や費用等がどうなるのかを継続的に調べ、公共機関での実績等を踏まえ、今後必要となることも考えられます。しかし、常任委員会では継続審査とはならず、賛否での採決であったことから、今回の請願には反対するものであります。

以上のことにより、議員各位の反対の賛同をよろしくお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに討論があれば、発言を許します。ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

以上で、討論を終結いたします。

ご異議がありますので、令和7年請願第3号を起立により、採決いたします。委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅野修一議員）

着席願います。

起立、多数であります。よって、令和7年請願第3号は、採択することに決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。